

大分大学体育施設管理運営規程

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学（以下「本学」という。）の体育施設の管理及び運営に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において体育施設とは、別表に掲げる施設をいう。

(管理運営)

第3条 体育施設の管理運営責任者は、学長が指名する理事とする。

(事務)

第4条 体育施設に関する事務は、学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

(雑則)

第5条 体育施設に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成16年規程第98号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第59号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規程第14号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第89号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第45号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第45号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

地区別	施設名
且野原地区	第1体育館 第2体育館 第3体育館 武道場 剣道場 弓道場 体育研修施設 陸上競技場（サッカー場を含む。） ラグビー場 野球場 テニスコート バレーボールコート ハンドボールコート 水泳プール
挾間地区	体育館 武道場（剣道場，柔道場） 弓道場 陸上グラウンド（サッカー・ラグビー場） 野球場 テニスコート 水泳プール